

武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画策定委員会（第3回）議事要旨

日時	令和5年10月26日（木）午前9時30分から12時00分まで
場所	武蔵野市総合体育館 視聴覚室
出席委員 （敬称略）	岩本操、川鍋和代、北島勉、後藤明宏、酒井陽子、栃折暢子、中嶋伸、山井理恵、渡邊大輔
事務局	健康福祉部長、保健医療担当部長兼健康課長、地域支援課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、高齢者支援課相談支援担当課長、健康課地域保健調整担当課長、障害者福祉課長、健康課新型コロナウイルスワクチン接種担当課長、保険年金課長、他

1 開会（略）

2 配布資料の確認（略）

3 議事

（1）第6期地域福祉計画中間のまとめ案について

資料1「武蔵野市第6期地域福祉計画 中間のまとめ（案）」により、事務局が説明。

【委員】 ボランティア活動に求める意義は、社会貢献や人の役に立ちたいという、相手に対して何かしたいということが多い。しかし長くボランティアをしていると、結果として自分自身がいつまでも元気で健康でいられる、外出することで自分自身が人とつながるといように、ボランティア活動が結果として自分に返ってくることをこの計画の中で伝えられると良い。

【事務局】 今回の実態調査でもボランティア活動のモチベーションとして聞いているが、継続することで自分自身の社会参加に繋がり元気にもなれるという大変貴重な意見をいただいた。記載については少し考えていきたい。

【部会長】 ボランティア活動の広報にも関わってくるだろう。活動の具体的なストーリーを見せると、理解されやすい。広報戦略も一緒に考えていくのが良いのではないかと。

【委員】 基本施策2第2項について、施設に入られてる軽度の認知症の方に対して医師の立ち会いを求めるような事例があった。こういった事例は今後増えると考えられるため対応できる仕組みづくりを進めるべきである。

【事務局】 具体的な仕組みづくりは課題であり、検討していきたい。この後の成年後見制度利用促進基本計画の権利擁護支援ということで広く触れている。

- 【委員】 17 ページの安否確認の中で「地域社協（福祉の会）の会員による地域に根差した活動を推進します。」と書かれると、そこに関わっている人にとってはかえって重荷に感じる。また 25 ページの記載の地域社協（福祉の会）の活動内容の充実とあるが、何をイメージしているのか教えてほしい。
- 【事務局】 地域社協（福祉の会）は、設立当初からすべての市民が人間らしい生活ができる地域づくりを目指し、13 地域で活動していただいている。地域の繋がり、顔の見える関係性を築き、市民同士の互助力で、近隣をより良くしていこうということが根幹にある。13 地域それぞれに違った課題や資源があり、そういった地域特性も踏まえ、主体的に進めていけるか、ポイントを絞った記載にしたい。
- 【委員】 11 ページのトータルの基本目標は「一人ひとりが つながる まち」ということによるのか。当事者が気軽に社会参加できるよう、参加するハードルを下げると参加できる方も増えるだろう。
- 【事務局】 社会参加するためのハードルを下げていくことの必要性は認識している。シニア支え合いポイント制度の事例では、月 1 回程度の頻度で制度の説明会を開催し、内容を理解していただいた上で、ポイントカードを渡して参加となる。65 歳以上でもパソコンやスマートフォンも使いこなす人が多いため、そういったことを活用することで参加しやすくするというところをご議論いただきたい。
- 【副部会長】 何か課題を抱えた方がお互いに支え合っていく、さらにそれが広がっていくというようなことが盛り込めると良い。また、11 ページの「一人ひとりが 繋がる 支え合いのまち」とは、何と繋がるのかわかりにくい。次に、昨年 12 月に障害者総合支援法や精神保健福祉法等の改正があったが、そこで精神保健に関する相談支援体制として、市町村の役割というの記載されていた。重層的な相談体制にも関連するので、国の動向も踏まえて、市としてどうしていくのかをご検討いただきたい。
- 【事務局】 当事者同士の繋がり的重要性、その視点は必要である。検討したい。成年後見制度の親族後見人については、市では実態を把握しにくい。こだまネットにも協力してもらいながら、その実態を把握している。何らか記載できるか検討したい。
- 基本目標は前回計画から変更しておらず、今日の会議で委員の皆様からご意見をいただきたいところであった。ご指摘の通りで、人と人とが繋がるという表現を文中でも用いており、誰と誰がというところをわかりやすい表記にしていきたい。今日の議論を踏まえ、正副部会長とすり合わせをしていきたい。
- 重層的支援体制整備について、地域福祉計画の方で包括的な相談支援体制の構築の書きぶりを厚くしている。これを受けて、この後の健康福祉総合計画の方で網羅的に部全体に横串を刺すような課題と認識している。

【事務局】 精神保健の相談支援で補足する。高齢者支援課が主催をする地域包括ケア推進協議会の中でも委員から、いわゆる地域包括ケアシステムに関して今は障害分野でもそれが活用されているのではないかというご指摘をいただいた。そういった横串の部分については健康福祉総合計画の方で記載していきたい旨を回答した。ご指摘の部分についてはまさにそのように認識している。

【委員】 16 ページの基本施策2の下から3番目、「コロナ禍で失われた運動や体を動かす機会や人とのつながり、活動機会を取り戻すような日常生活の中での活動が求められています」という記述と、今後の方向性や主な取組みとがマッチしていない。23 ページの誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進の主な取組みに、いろいろな活動が記載されており、このほうがしっくりくるのではないか。

【事務局】 ご指摘の通り、コロナ禍で止まった活動をどう戻していくか、人との繋がりに戻していくかについて、今後の取組みの記載がなかった。23 ページに人と人との繋がる参加支援の参加の機会の創出を記載しているが、どちらにも関わるので、再掲といった記載も含めて、修正したい。

【委員】 重層的な支援体制の推進の部分で、実際に市民や当事者の方が接するのは、高齢分野では地域包括・在宅介護支援センター、障害分野では各障害別の相談支援事業所である。専門分野、種別に動いてる人達が多く、そこで総合的な対応ができる体制づくり、姿勢を持って欲しい。

新規として、社会参加支援の実施、居住支援とあるが、居住支援が社会参加に入るのか。その中で「あんしん住まい推進事業」が最近始まったが、具体的な想定は何か。居住支援は、孤独死や亡くなった後の事務処理など、いろいろな問題もある。ある程度そういうことも想定して書き込んでいく必要がある。

【事務局】 重層的な支援体制について、国の示す重層的支援体制整備事業として三つのメニューがある。一つ目が包括的な相談支援体制の推進、二つ目が参加支援、三つ目が地域づくりに向けた、顔の見える住民の関係性づくりがある。資料4の2頁に国のメニューがあり、参加支援の実施としてわかりやすく、就労支援と居住支援を強調させていただいた。

居住支援というのは社会参加の重要なファクターであることはご指摘の通りである。「あんしん住まい推進事業」は、都市整備部局と福祉部局が連携し、配慮の必要な方に対して、民間の賃貸住宅への入居等、居住の安定性を促進するという部を超えて立ち上げた新規事業である。いずれは没後処理等も含めて考えていかなければいけないが、まずは計画期間中に就労支援・居住支援等について少しずつ取組みを進めていきたい。

- 【委員】 ぜひ進めていただきたい。高齢独居の方、障害のある方等は、賃貸住宅の契約が難しい実態がある。
- 【部会長】 特に賃貸の契約については法改正もかなり進み、国土交通省のガイドラインも公表されているが、まだまだ広がってない。市としてもバックアップできるように、こういった計画でも織り込みながら対応いただきたい。
- 【委員】 相談窓口はあるが、高齢の方や困りごとを抱える方にとって、そこにいくための移動手段が簡単ではない。そこをサポートするような仕組みを作っていけないか。また、28 ページの新規、地域づくりに向けた事業の拡充、居場所の確保という言葉がある。これは何かイメージされているものがあるのか。
- 【事務局】 総合相談窓口への相談は、初回から窓口へ足を運ぶことは少なく、電話で相談となることが多い。電話での相談だけでなく、最近ではネット上で、まずは相談を受け付けることを開始している。また窓口になかなか来られず、けれども相談したい場合は、職員が訪問し相談を受ける体制をとっている。
- 【事務局】 重層的支援体制整備という国の大きな方針がある。武蔵野市でも、相談支援の強化や参加支援、それから居場所づくりは、それぞれの施策として取り組んできた。それを体系化し、この計画に記載した。「包括的な相談支援体制の推進」という一つ目は、総合相談窓口を中心に進めている。重層的支援体制整備の二つ目にある「社会参加支援」と三つ目にある「地域に向けた住民の顔の見える関係性の支援」は新規である。武蔵野市では、これまでの施策の中でテンミリオンハウスやいきいきサロンといった住民同士の関係性を構築していくような居場所・交流の場があるが、それをさらに進めていきたいと考えている。
- 【委員】 17 ページで、支援者のなり手を掘り起こす、若い世代へのアプローチという書き方よりも、新たな参加者を募るといったような表現が良いのではないかと。また 25 ページの担い手の確保でも、活動内容の充実と書かれると、負担感につながるのでは、今までやったことを振り返って今の地域特性に合ってるのかを話し合う、というような文章が良いのではないかと。ここでの主な取組みは1つしかないが、例えば、地域福祉の担い手同士の連携や交流を入れることによって、地域福祉の現在の担い手だけでなく、いろいろな方が知恵を出し合うことができるようになるのではないかと。
- 【事務局】 なるべく負担感につながらないような表記を工夫したい。また来年度は市民社協の方で地域福祉活動計画の改定があるため、そこでさらに議論を深めていく必要があるだろう。

【事務局】 人材の確保・育成、さらに定着、地域活動に根づいてもらうための取組みは喫緊の課題と認識している。新たな方の参加支援をメインに据えて、修正したい。

また活動内容の充実という大きなテーマになってしまうので、現状に合った見直しを検討していきたい。

【部会長】 11 ページの冒頭部分、基本目標のところ「支え合いのまち」を築いていくということを目的としているという後に、支え合いとは何かということを書いてはどうか。支え合いとは、支えの主体になると同時に、必要な時には公的支援はもとより、時には市民からも支えられることができるようなことを目指すことではないか。自分が支える主体にもなるし、支えられる客体にもいつでもなれるという、そういった安心感があるまちづくりは重要である。

6 ページのタイトルで、地域福祉を取り巻く状況と課題とあるが、状況の記載だけで課題の記載がない。タイトルとマッチしていないので、課題を書けるなら書いたほうがいい。

13 ページの市民の主体的な地域福祉活動において、参加のきっかけそのものも失われていることや、今でも高齢関係の施設が開いていないこと等、コロナ禍における現状は課題として記載しておくのが良いだろう。

4 点目、17 ページなど、地域のつながりの希薄化という表現がある。もしかしたら、単に地域の状況の変化、あるいはコミュニケーションの形が変わったことによって、従来のコミュニケーションに馴染んでる人から見ると希薄化に見えるかもしれない。けれども、そうではない新しい形の繋がりが、むしろ増えてる可能性も十分ある。従来型のつながりだけを前提にこれまでの地域福祉を考えると、そういう新しい可能性を見過ごすことになるかもしれない。例えば、その地域の状況変化やコミュニケーションの形態基盤の変化を踏まえ、これから取り組むという書きの方がより新しい可能性も出てくるのではないか。

5 点目、19 ページの権利擁護や意思決定支援において、特に医療に関しては、法律で決まってしまう部分が多い。そのため意思決定に踏み込めない部分がある。いわゆる治療方針とか終末を見据えた意思決定の部分と、財産管理の意思決定の部分、この二つは異なる形で考えていく必要がある。それを総合して、全体的な権利擁護の意思決定を考える必要があるということを前提に述べた上で、成年後見の財産管理の支援と、ACP やエンディングノートといったいわゆる自分自身がどう過ごしていきたいのか、どう治療や介護、福祉等を受けたいのかという選択等の支援を整理しておいたほうが良い。そして、それらをわかりやすく表現できると良い。

【事務局】 今いただいたところを今後の中間のまとめに向けて検討していきたい。

(2) 第2期成年後見制度利用促進基本計画 中間のまとめ(案)について

資料2「武蔵野市第2期成年後見制度利用促進基本計画 中間のまとめ(案)」により、事務局が説明。

- 【委員】 権利擁護支援と意思決定支援というのが大きなキーワードになることは間違いない。成年後見分野だけではなく、介護分野や医療分野も含め総合的に進めていってほしい。もう一つは、ネットワーク連絡協議会の役割が非常に重要である。年2～3回開かれるネットワーク連絡協議会では、現状把握や研修を行っているがまだまだ非常に弱い部分もある。これから福祉公社、市とも連携して、しっかりと中身を作っていくことが大事である。
- 【部会長】 権利擁護支援のためにはまず意思決定支援が欠かせないという部分については記載しておいたほうがよい。
- 【事務局】 権利擁護支援、意思決定支援というキーワードから記載について検討していきたい。中間のまとめ案にも、専門職、関係者によるネットワーク協議会は、現計画期間中にその基盤整備はできている。さらにその中でどういうことが必要か、どう対応していくかという議論をしていきたい。
- 【副部会長】 成年後見制度は目的ではなく手段である。成年後見制度は何のためかという、それは権利擁護である。そこをしっかりと整理して記述していくことが大事である。成年後見制度の位置付けを明確に示し、権利擁護においてはその意思決定支援が前提であることも書き込む。そのために成年後見制度をどう使っていくか、明確に整理するとわかりやすいのではないか。またP13の基本方針の2は、「制度を必要とする人とその家族が安心して利用できる制度の運営と周知」のほうがいいのではないか。
- 【事務局】 権利擁護という目的のための1つの手段として成年後見制度をきちんと運用していく、意思決定権利擁護のために意思決定支援をしていくことをわかりやすく、導入部分に記載をしたい。
- 【委員】 武蔵野市では、福祉公社が権利擁護も成年後見も一元的に担っているのがユニークで、また安心であることを強調しても良いのではないか。次に、P21の親族後見人への支援に関して、親族後見人の数や活動実態について把握ができていないという記載があるが、表現の再考をお願いしたい。
- 【事務局】 市では主体的に実態把握ができていないのは事実だが、書きぶりはネガティブではないような表現としたい。

【委員】 21 ページ (2) 法人後見人の育成の2つ目「福祉公社には障害特性に応じるためのノウハウの蓄積が十分ではありません」という記載について、福祉公社は法人後見として、障害のある方の支援も行っている。このような表現にしないほうがいいのではないか。

【事務局】 書きぶりを修正する。

【部会長】 ネガティブな表現の記載であっても今後の方向性できちんとしっかりしたことが書かれれば、今の弱みが分かっていることは良いといえる。例えば、後見業務を遂行できる人材の育成支援について、どこにその人材がいるのかなど、問題に対してどう対応できるか、わかりやすくしておくが良い。

(3) 再犯防止計画 中間のまとめ(案)について

資料3 武蔵野市再犯防止計画 中間のまとめ(案)」により、事務局が説明。

【委員】 保健医療・福祉サービスの利用の促進を施策の一番に据える理由として健康福祉の計画だからという説明では少し弱いのではないか。

【事務局】 再犯防止という計画を推進していく計画ではあるが、犯罪の防止とネガティブなどころではなく、まずは地域共生社会という大きい社会の中で、拒絶せずに、包摂して一緒に暮らしていこうという大きな福祉の視点が入っている。タイトルにもある通り、地域で孤立することなく、誰もが受け入れられるまちというのを大きく打ち出している。

【委員】 武蔵野市では、何らかの支援を要する人に対し必要な支援体制を整えますというような書きぶりではどうか。

【委員】 7 ページで、基本施策の1番目が、保健医療・福祉サービスの利用の促進となっている。総合的な対応や支援を前面に出した言葉を、基本施策の前に記述すればいいのではないか。

【副部会長】 まずつながらなければ次がないと思う。アウトリーチをイメージしていたので、入れていただけるといい。また、保護司の役割が大きいですが、それを支えるものが少ない。保護司の状況や課題、困りごとにもう少しフォーカスしていけるといい。

【事務局】 基本施策の1番目の文言で、サービスの利用促進では確かに弱い。どう繋がって適切に把握してどう適切な機関に繋がっていくかというところも含めて、その福祉的な視点でつなげていくというところを一番に持っていきたい。

つながりという点で、再犯防止に対し、直接的に犯罪を犯した方に、市ができることは少ない。そこをどう変えていくかということで、保護司の方、それだけでなく民間の支援や社会資源、地域資源などに適切につないでいく、それからアウトリーチのような要素も必要だろう。保護司については少し書き込みを検討していきたい。

【委員】 一般市民の理解がすごく重要である。P10の広報啓発活動の推進では、記載が弱い印象がある。社会を明るくする運動などはほとんど知られていない。もっと具体的に市民がそういうものだったのかと理解できるような機会を多く持つことが大事ではないか。

【事務局】 保護司の活動は記載として見えづらいので、その辺りを検討したい。

【部会長】 一般市民への啓発は非常に難しい部分がある。本来、普及啓発すべきは、なぜ犯罪が起きるのかといった、その犯罪が起きる背景をきちんととらえ直して、考えていくこと。もう一つはおそらく被害者への支援もないと、何で加害者の方ばかり支援するのかというように社会での理解がなかなか得られないだろう。やはり被害者も、そして加害者の家族もトータルに見ていかないと難しい点もある。多面的に見ないと、そこに社会的資源を向けることに市民の感情は向かない。やはりそれを変えていけるようなことを努力していただきたい。

【委員】 11ページのところで、主な取組みは、ほぼ福祉的なサービスで、保健医療サービス、保健医療の部分がどう関わっているのかがよく見えない。

【部会長】 医療に関しては薬物であるとか、性犯罪もかなり実は依存症的な部分がある。

【事務局】 保健医療福祉という広い目で支援をしていくことを強く打ち出したいので、書きぶりを厚くしていきたい。また、被害者支援については法務省で行っている8ページの犯罪被害者の方々へという資源を載せている。加害者支援については都に確認しながら、記載できる部分を精査したい。

【委員】 個人への支援をきちんと記載できれば、安心して武蔵野市で暮らしていけるのではないか。

【事務局】 書きぶりは少し考えていく。

(4) 第4期健康福祉総合計画 中間のまとめ(案)について

資料4「武蔵野市第4期健康福祉総合計画 中間のまとめ(案)」により、事務局が説明。

- 【委員】 共通する問題としては特に 33 ページの福祉人材の確保・育成にあたる。介護支援専門員の更新研修があるが費用がかかる。資格更新などに関する費用補助があるといい。
- 【委員】 23 ページの吉祥寺地区の病院の状況の記載について、非常に難しい問題であるため状況としてはいかなものか。
- 【事務局】 P4、計画の位置付けとして、この総合計画と各個別計画は 2017 年に策定した、「武蔵野市地域医療基本構想（ビジョン）2017」の踏まえた計画として、それぞれ必要な事項を盛り込んでいる。それを踏まえての地域医療の充実で、その取組み強化として書かせてもらっている。
- 【事務局】 地域の医療の確保は大きな課題と認識している。第六期長期計画・調整計画の中では、病床確保の取組みを継続するという形になっている。医療の確保についてはやはり、病床だけという問題ではなくて、地域全体の医療を支える、また介護を支える等がベースになるものと考えている。
- 【委員】 北多摩南部医療圏で調整されているため、武蔵野市だけでは決められない。非常に微妙なところで、打開策がない。こういう抽象的な書き方で一応触れておくというところか。
- 【事務局】 市としても何ができるかということと一緒に考えさせていただきたい。できることを記載させていただいているところである。
- 【部会長】 「武蔵野市地域医療基本構想（ビジョン）2017」自体、現実とずれ始めているが、そのずれをすぐに修正できるものでもない。できないことはかなりあるが、そこは意識しつつ書くしかないだろう。例えば『「地域医療基本構想」と、その後の状況変化を踏まえた』という程度の書き方にしてはどうか。
- 【委員】 今回のコロナのパンデミックに対して全く対応できなかったということが初めてわかった。減らしていくだけではもう対応できないというような状況にもなっているおで、その辺りも少し触れていただきたい。
- 【部会長】 コロナ禍での対応について触れるのは、地域医療が果たす役割の重要さだろう。それは福祉の方でケアの福祉向上等が果たす役割と指摘と同じように記載するのが良いのではないか。
- 【副部会長】 第3節 25 ページに、在宅医療と介護の連携が入っているのがよくわからない。この

位置づけはどうか。また、22 ページのところでは認知症の方も増えているとあるが、障害のある方では精神障害の方がすごく増えているところもある。このあたりのことを入れていただけると良い。あとは、障害児の対策も記載もれがないように確認してほしい。

【事務局】 本来、在宅医療介護連携は誰もが安心して暮らし続けるための支援体制の充実というところを書いていたが、2章、23 ページの2節、生命と健康を守る地域医療にも関わる話なので、現状では両方に入れ込んでいる。書き方については再度検討してみる。また、精神障害の増加、高齢の認知症の数の増加は身近な課題として見せておく必要がある。障害児については漏れがないように精査したい。

【委員】 ヤングケアラー等、支援者への支援の必要性を考えている。しかし全体を見ても、ヤングケアラーも、支援者への支援も出てこない。これは入れたほうがいいのではないか。

【部会長】 福祉人材の確保育成、あるいはそこへの支援に入れることになるかと考えられる。

【委員】 武蔵野市ならではの地域共生社会の「武蔵野市ならではの」とは何なのかを説明していただきたい。

【事務局】 武蔵野市がこれまで歴史的に取り組んできた様々な独自の施策があり、「武蔵野市ならではの」と表現している。また「武蔵野市ならではの」の課題も含めて、この地域特性を生かした地域共生社会の実現として何らか記載をまとめる必要がある。

【部会長】 武蔵野市としての歴史的な経緯がある。武蔵野市は非常に市民活動が豊かであった。介護保険が始まる時にはテンミリオンハウス事業を開始するといった様々な市民との協働をしてきた蓄積があり、その上での地域行政を考えていく必要があるだろう。武蔵野市だからこその課題は、例えばいきいきサロン等いい策をやっている、特に東部は地価が高く、場所の確保で困ってしまう点がある。そういった特性もあり、それを含めて武蔵野市ならではの地域共生を考えていく必要がある。これは確実に基本理念に書かなければいけないだろう。

2 その他

(1) 今後の予定について

資料6「第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会 今後の予定」により、事務局が説明。

審議会・合同部会

11月1日（水）午後6時30分～ 審議会開催（武蔵野スイング10階スカイルーム）

市民意見交換会

12月3日（日）午後1時～3時 市役所 午後3時～5時 オンライン

12月11日（月）午後2時～4時 武蔵野商工会館

12月15日（金）午後6時30分～8時30分 武蔵野スイング

5 その他

次回の専門部会

第4回 令和6年2月8日（木）午後1時30分～4時 武蔵野市役所

6 閉会